

閲覧用

# 南小国町農業委員会総会会議録

平成31年3月11開会

熊本県南小国町

## 平成30年度南小国町農業委員会3月総会

1. 開催日時 平成31年3月11日(金)午前10時10分から午前10時40分

2. 開催場所 南小国町役場 議場にて

3. 出席委員 (9人)

1番 杉 安 申 歳 委員	3番 松 崎 久美子 委員
4番 下 城 孔志郎 委員	5番 佐 藤 竹 良 委員
6番 村 上 文 秋 委員	7番 河 津 篤 委員
8番 北 里 丈 夫 委員	9番 穴 井 堅 委員
10番 武 田 時 吉 委員	

4. 欠席委員 (1人)

2番 佐 藤 省 市 委員

5. 会議録署名委員の指名 (3番委員、4番委員)

6. 議案第 33 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 議案第 34 号 平成31年南小国町農用地利用集積計画の決定について

8. 議案第 号 その他

9. 職務のため議場に出席した事務職員(2名)

事務局長 本田 圭一郎

事務局職員 佐藤 亮

○会長

おはようございます。

それでは平成30年度3月の農業委員会総会をただ今から開催いたします。

本日は2番の佐藤省市委員が欠席しておりますけど定足数に達しておりますので本日の総会は成立しております。

なお推進委員の方が、本田高幹さん、村上秀訓さん、高村澄雄さんが出席していただいております。

それでは会議録署名委員の指名をいたします。

3番、松崎久美子委員。4番、下城孔志郎委員にお願いいたします。

議案に入る前にですね本日配布しております南小国町農業委員会憲章という書類を配布しております。

これにつきましてははですね、29年8月に議案として提案をしたところでございます。その中で、皆様の賛成を得て南小国町農業委員会憲章と定めているところでございます。その時に説明をしたんですけども、全国大会、県の大会、いろんなところでこの農業委員会の憲章についてはですね、委員皆さん唱和をしているところでございます。ですが、当時南小国町農業委員会ではですね、この唱和することについてはですね省略をしますという形で皆さんにお話をしておったところですが、最近どの団体でもですねこの農業委員憲章をですね唱和する。私たち農業委員も推進委員もですけども、基本的なことが示されておりますので、今回からですね唱和をしようと思っております。先日の郡市の協議会の時にもですねこの話が出ました。その中で、今郡市の中で唱和しているのが小国町がですね毎回唱和しているということでございます。やはり農業委員会のこれは基本的なことでありますので、毎回ですね今後は唱和をしていきたいと思っておりますけれども皆さんどうでございますでしょうか。皆さんが唱和することがいいということであれば唱和していきたいと思っております。郡の協議会におきましてもですね今から総会で唱和をしようということで一応話はしております。

如何でしょうか。

(いいと思います。の声あり)

いいという意見もございましたので、唱和をしたいと思います。

私も今日は初めですからどういう形かちょっとわかりませんが、最初の誓いのところまで私が読みます。そのあとにですね、一つ農業委員会はいいますので、そのあと皆さん一緒にですね唱和をお願いしたいと思います。また2番目も一つ農業委員会とは私がいいますので、そのあと皆さんで唱和という形をお願いしたいと思います。

### 南小国町農業委員会憲章唱和

(省略)

委員会の中にはですね、これを今私が最初に読んだんですけども、順番にですね唱和の最初読んでいた形を順番にやっているとところもございます。またそれは皆さんの意見を聞きながらまた今後やっていきたいと思えます。

### 議案第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

それではですね、議案のほうに入っていきたいと思えます。

日程第 2 「議案第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」を上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局長

はい。それでは 1 ページ目をお願いいたします。

#### 【議案第 33 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 詳細に説明】

2 枚目をお願いいたします。

賃貸人(〇〇)〇〇 〇氏。賃借人 (〇〇) 〇〇〇〇〇氏。申請物件 大字 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。台帳地目・現況地目共に田。面積 1, 8 1 9 m<sup>2</sup>。同じく 〇〇〇〇-〇。同じく田。面積 1 0 4 m<sup>2</sup>。同じく 〇〇〇〇〇〇〇-〇。田。面積 5 1 0 m<sup>2</sup>。同じく 〇〇〇〇-〇。田。面積 8 1 6 m<sup>2</sup>。同じく 〇〇〇〇-〇。田。面積 1 9 1 m<sup>2</sup>。合計 台帳・現況共に田。5 筆、3, 4 4 0 m<sup>2</sup>。合意成立日。平成 3 1 年 2 月 2 5 日。合意解約日。平成 3 1 年 2 月 2 5 日。双方の合意による解約です。すべての物件に対して同じ合意成立日、合意解約日、理由となっております。

事務局からは以上です。

○会長

ただ今事務局から説明がございました。18 条関係について質問等ございませんでしょうか。

(ありません。の声あり。)

はい。ないというようなご意見でございますので、採決に移りたいと思えます。

1 8 条受付番号 1 について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員賛成でありますので、通知のとおり報告することといたします。

### 議案第 34 号 平成 31 年南小国町農用地利用集積計画の

決定について

○事務局長

続きまして日程第3「議案34号 平成31年南小国町農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

はい。3ページをお願いいたします。

**【議案第34号 平成31年南小国町農用地利用集積計画の決定について詳細に説明】**

次のページをお願いいたします。

申請案件として7件ございます。すべて読み上げをさせていただきます。

受付コード31005 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。住所 ○○○○○○○○○○ー○。以下省略させていただきます。利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○番地。利用権を設定する土地。○○○○○○○○○○○○ー○。現況地目は田。面積は1,035㎡。設定する利用権としまして、利用内容は水稲。期間が平成31年3月1日から34年2月28日までの3年間となっております。利用権の種類は賃借権。法律関係は賃貸借という形となっております。同じく○○○○ー○。現況地目 田。面積410㎡。設定する利用権としましては、先ほどと同じ内容となっております。同じく○○○○ー○。現況地目 畑。面積17㎡。設定する利用権は利用内容として野菜です。その他は他の物件と同じとなっております。借賃は3筆で1万2千円となっております。

○○○○氏の経営内容としまして、下段に書いておりますけれども、年齢40歳。農作業従事日数は60日となっております。

次のページをお願いいたします。

受付コード 31006 登録区分 再設定

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。住所 南小国町○○○○○○○○○。利用権の設定をする者 ○○ ○氏。南小国町大字赤馬場○○○。利用権を設定する土地 ○○○○○○○○○○○○○○○ー○。現況地目は田。面積は859㎡。設定する利用権 利用内容 牧草。期間が平成31年3月1日から36年2月28日までの5年間。借賃が10アール当り5万円。利用権の種類は賃借権。法律関係は賃貸借となっております。同じく○○○ー○。田。面積2,852㎡。同じく○○○。田。面積862㎡。同じく○○○。田。面積366㎡。同じく○○○ー○。田。面積950㎡。同じく○○○ー1。田。面積1,184㎡。合計6筆。7,073㎡。設定する利用権につきましては、先ほどの地番○○○ー○とすべて同じとなっております。○○○○氏の経営状況としまして、年齢40歳。農作業従事日数280日となっております。詳細は以下に記載のとおりでございます。

続きまして、6ページをお開きください。

受付コード 31007 登録区分 再設定

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○○○。  
利用権の設定をする者 ○○○○氏。小国町○○○○○-○。

利用権を設定する土地 ○○○○○○○○○○○○○○○-○。現況地目は田。  
面積は988㎡。設定する利用権 利用内容としまして水稻。期間が平成31年3月1日から36年2月28日までの5年間。利用権の種類は賃借権。法律関係は賃貸借となっております。同じく○○○○-2。田。面積26㎡。設定する利用権につきましても先ほどと同様となっております、借賃が2筆で玄米60kgとなっております。

○○○○氏の経営状況としまして、年齢34歳。農作業従事日数が150日となっております。詳細は以下に記載のとおりでございます。

続きまして7ページをお願いいたします。

受付コード 31008 登録区分 再設定

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○○○。  
利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○○○。

利用権を設定する土地 ○○○○○○○○○○○○○○○。現況地目は田。面積1,877㎡。設定する利用権 利用内容は野菜です。期間が平成31年3月1日から41年2月28日までの10年間となっております。利用権の種類は賃借権。法律関係は賃貸借となっております。同じく○○○○-○。田。面積1,791㎡。同じく○○○○-○。田。面積145㎡。設定する利用権につきましては先ほどご説明した内容と同じとなっております、借賃は3筆で7万6千円となっております。

○○○○氏の経営状況としまして、年齢40歳。農作業従事日数が300日。詳細については以下のとおりとなっております。

続きまして8ページをお願いいたします。

受付コード 31009 登録区分 再設定

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○○○。  
利用権の設定をする者 ○○○○氏。同じ住所となっております。

利用権を設定する土地としまして、○○○○○○○○○○○○○○○○-○。現況地目は畑。面積467㎡。設定する利用権としまして、利用内容は水稻となっております。期間が平成31年3月1日から41年2月28日までの10年間。利用権の種類は使用貸借権。法律関係は使用貸借となっております。同じく○○○○○○○○-○。現況地目 田。面積680㎡。同じく○○○○-○。田。面積1,218㎡。同じく○○○○-○。田。面積1,441㎡。同じく○○○○-○。田。面積2,593㎡。合計5筆で6,399㎡となっております、設定する利用権につきましては先ほどの説明内容と同じとなっております。

○○○○氏の経営状況としまして、年齢69歳。農作業従事日数が200日。詳細については以下のとおりとなっております。

続きまして9ページになります。

受付コード 31001 登録区分は新規

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○○-○番地。利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○○-○番地。利用権を設定する土地 ○○○○○○○○○○○○-○。現況地目は田。面積は1,428㎡。設定する利用権としまして、利用内容は野菜。期間が平成31年1月1日から33年12月31日までの3年間となっております。借賃が1筆当り7万円。利用権の種類としまして賃借権。法律関係が賃貸借でございます。

○○○○氏の経営状況としまして、年齢25歳。農作業従事日数250日となっております、詳細は以下のとおりです。

続きまして10ページをお願いいたします。

受付コード 31002 登録区分 新規

利用権の設定を受けるもの ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○○-○。利用権の設定をする者 ○○○○氏。南小国町○○○○○○○○○。利用権を設定する土地 ○○○○○○○○○○○○。現況地目は田。面積は1,580㎡。設定する利用権 利用内容が野菜。期間が平成31年1月1日から33年12月31日までの3年間。借賃が1筆当り12万2千円。利用権の種類は賃借権で法律関係も賃貸借となっております。

○○○○氏の経営状況等としまして、年齢25歳。農作業従事日数250日となっております。詳細は以下のとおりです。

申請の説明については以上なんですけれども、9ページ、10ページに關しまして補足説明を事務局のほうからさせていただきます。

○事務局

はい。9ページと10ページについて補足で説明をさせていただきます。

前回総会において、南小国町の平均額と乖離しているということで、保留案件となっていたものでございます。再調査の結果、両者合意の上、金額を設定しているということの確認がとれていますので、ご報告いたします。改めましてご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長

ただ今事務局から農用地利用集積計画について、7件についての説明がありました。一括して質問を受けたいと思います。

この件について質問等ございませんでしょうか。

(7番委員手をあげる)

はい。7番委員。

○7番委員

ただ今お話がありました9ページと10ページですね。賃借料の件ですけども、これについては内部の守秘義務の中で行わないと、外に数字が出るとですねこういう一つの事例が出たということが、今後の賃借料の関係で、ちょっと障害が出てくる可能性があると思うんですよね。ですからこれにつ

いては、この農業委員会と事務局の中だけの数字で、できれば止めてもらいたい。

これは特例というような形になると思うんですね。こういう数字はですね、実際が。7万円と12万円ですか。ですからそういうところをちょっとこの数字は内輪だけで止めてもらいたいなという感じがしております。

○会長

はい。この委員会の中ではですね、この数字と名前とかこういうのが出ておりますけれども、農業委員会の会議録については情報公開で、ホームページを見ていただければわかりますけれども、会議録がそのまま出ております。その中には名前とか金額とかそういう部分は書いておりませんので、あくまでもこの委員会の中だけでということで、委員さんの守秘義務がございますからですね、このことは他言をしてもらうことはできませんので、そういう形になっておりますので了承していただきたいと思います。

他にございませんでしょうか。

(4番委員手をあげる)

はい。4番下城委員。

○4番委員

○○○○さんですが、1筆当たり全部5万円となっておりますが、ということは6筆で30万円になるということですが、これはそのままいいんですか。

○会長

この件についてはですね、もちろん事務局から補足説明があるかと思えますけれども、今、農家の方は水稻をですねWC Sの形の取り組みをやっております。それでいきますと反当8万円という形がですね交付金が出ます。その関係でこの金額となっておりますから、今後こういう形が若干出てくるのではないかと考えておりますけれども、事務局から補足説明があればお願いします。

○事務局

はい。会長のおっしゃるとおりですね、産地交付金というものがございまして、そちらの補助制度を使ってですねこういった賃借料の設定をされる方が中にはいらっしゃるというところでございます。

ご指摘のとおり1筆当たりではなくてですね、こちらは反当りの金額になっておりまして、すみません一番下にですね追記でお願いしたいんですけども、合計面積が7,073㎡となっております、賃借はですねその端数を除いたところで、35万円というふうになっておりますので、一番下の合計のところ35万円と追記をお願いいたします。

以上です。

○会長

これは反当り5万円と書いてあるので書かなくていいんじゃないかな。

○事務局

すみません訂正いたします。追記はいただかなくて結構です。

申し訳ありません。

○会長

はい。今の事務局の説明よろしいでしょうか。

○4番委員

はい。



他に質問ございませんでしょうか。

事務局から補足説明があるそうです。

○事務局長

すみません。先ほどの7番河津委員からの質問に関してなんですけれども、ホームページ公開における総会の議事録の記載内容ですけれども、名前のみで、金額は記載されております。

しかしながら実際、農業委員会における協議事項に関しては基本的に、先ほど言いました情報公開という観点からですね隠すことができないといえますか。そういったことになります。結果的に実績としてあがってくる要因になってございます。そういった中で今後の賃借権の相当額について当然この実績額が今後の賃貸借の契約上の、ある種問題点とかですねそういった部分に発展する可能性もあるんですけれども、一番当初ご説明しましたとおり、一番は貸す側、使う側。そこが一番の重要な点になってくると思いますし、私たちもご相談等を受けた際にはですね、一般的な南小国町の平均価格、過去の実績からとってくるもんなんですけれども、そういった部分を情報として公開をさせていただいて、できるだけ賃借等がスムーズに進むようなですね、進め方でもっていければというふうに思っております。

以上です。

○会長

はい。ありがとうございます。申し訳ありませんでした。間違っって説明をいたしました。

他に質問ございませんでしょうか。

ないようでしたら採決に移りたいと思いますけれども如何でしょうか。

ありませんか。

質問がないようでありますので、採決に移りたいと思います。

農用地利用集積計画の受付コード31005から31002まで一括して採決を行います。

集積計画について決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員挙手でありますので決定することといたします。

このことについては、南小国町長へ報告することといたします。

## その他

本日の議案は終わりましたけれどもその他何かございませんでしょうか。

はい。ないようでありましたら本日の総会はこれで終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

平成31年3月11日

南小国町農業委員会会長

署名委員 3番委員

署名委員 4番委員

会議録調整者 佐藤 亮

本誌 表紙共 枚